

## 住宅取得資金に係る借入金の 「年末残高等証明書」を発行します

みなさんが住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入・増改築等をした場合、一定の要件に当てはまるときは、**所得税額から住宅借入金等特別控除を受けることができます。**

共済組合では、**住宅借入金等特別控除**を受けられる方を対象として「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」を発行します。勤務先の共済事務担当課を経由して送付しますので、**年末調整・確定申告**にご利用ください。



住宅資金を  
借り受けた時期により  
証明書の発行日が  
異なります

1 令和5年11月初旬に発行

平成11年1月から令和4年12月までに  
住宅貸付等を借り受けた方

2 令和6年1月初旬に発行

令和5年1月から令和5年12月までに  
住宅貸付等を借り受けた方

※一部繰上償還を行い貸付期間が10年未満となった方は、証明書の発行はありません。 ※年末残高等証明書は、紛失されないようご注意ください。

住宅借入金等特別控除を受けるための要件等は、最寄りの税務署・国税庁のホームページでご確認ください。

## 団体ゴルファー保険

## 傷害総合保険

## のご案内

加入対象者 石川縣市町村職員共済組合の組合員とご家族

保険期間 令和5年12月15日午後4時から1年間 引受保険会社 損害保険ジャパン(株)

主な補償内容

### ゴルファー保険 (ゴルフプレー時のみ補償)

- ・死亡(後遺障害)・入院・通院・ゴルフ中の賠償責任
- ・ゴルフ用品の損害・ホールインワン・アルバトロス

### 傷害総合保険 (24時間の突発的事故(ケガ)の補償)

- ・死亡(後遺障害)・入院・手術・通院
- ・個人賠償責任・携行品損害

申込方法 10月上旬に、勤務先へパンフレット・専用振込用紙(兼加入申込書)を送付します。  
ご加入希望の方は、共済事務担当課までお申し出ください。

お問い合わせ | Tel.076-263-9430 | 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで | (有)石川共済サービス 金沢市幸町12-1

8月1日から

## 育児休業・介護休業手当金の給付上限額が変更となりました

育児休業手当金や介護休業手当金の給付額は、標準報酬月額を元に計算されます。この給付日額につきまして、**令和5年8月1日より右表の給付上限額に変更**となりましたのでお知らせします。

給付の種類	給付上限額	
	令和5年7月31日まで	令和5年8月1日から
介護休業手当金	15,266円	15,513円
育児休業手当金(180日に達するまでの期間)	13,878円	14,097円
育児休業手当金(181日以降の期間)	10,356円	10,520円